

平成二十五年 度

第二回

地区別懇談会

Q & A

十一月十八日(月)から二十日(水)にかけて、全十二地区で地区別懇談会を開催させていただきました。各懇談会には、常勤役員および各室・部長が二班に分かれて出席し、平成二十五年の仮決算の事業報告を行なった後、ご出席いただいた組合員の皆さまより貴重なご意見・ご質問をいただきました。

◆金融部門

Q 損失補填勘定が減少した理由について説明願いたい。
(南地区)

A 損失補てん債権の回収が進んだ事で残高が減少致しました。

Q 不良債権の発生はありましたか。(厚別地区)

A 今期新たに発生した不良債権はありません。

Q 貯金残高が減少している要因を説明願いたい。
(篠路地区)

A 最近の傾向として、共済の一時払い契約で運用をされる方が増えており、その事が貯金残高減少の一つの要因となっております。これは組合内部の資金振替であり、他金融機関等への預替えではなく引き続きご利用を頂いているという事です。

◆経済部門

Q 経済センターを本店直轄化した理由を説明願いたい。
(南地区)

A 直轄にする事により、事務・業務の効率化を図り、営農渉外体制を強化して収支改善を図っていくためです。

Q 有害駆除の対応策等を強化して欲しい。
(南地区)



清田地区



手稲地区

A 鳥獣被害が年々増えてきている事を踏まえて、札幌市で設けている対策助成金等の活用も視野に入れ、札幌市、石狩振興局へ被害の実情を訴えてまいります。

Q 作目ごとの全体集計を作成して欲しい。
(南地区)

A 平成二十五年の決算報告時には、資料を作



厚別地区



琴似地区

成してまいります。

Q 札幌黄玉葱の知名度が
上がっている反面、種
子の確保が難しくなっているこ
とから種子確保対策を要望した
い。
(中央地区)

A 種子の確保に向け、関
係機関等と連携し対応
してまいります。

Q 今後の営農に関わる対
策(高齢化・後継者不足・

遊休農地・小規模)について、
説明願いたい。
(厚別地区)

A 札幌市内の農業全体に
関わる事と捉え、札幌
市、農業委員会等と連携して
個々の組合員や地区の状況を分
析し、掘り下げて把握していく
ことで地区毎に対応出来るよう
取り組んでまいります。

Q 基盤整備事業の継続や
暗きよ事業の申込等、
来年度の予定について説明願

たい。
(篠路地区)

A 従来も説明してきてお
りますが、事業につ
いては国の予算が確定してから各
市町村経由で情報等が入ってき
ており、現時点で来年度につ
いては未定です。窓口は農協です
ので、申請に関わる具体的な手
続き等、ご案内させていただきます。

Q 経済事業と農業経営事
業にかかる資料中の文
章表現をわかり易くして欲
しい。
(新琴似地区)

A 表現方法や表示を十分
に検証した上で作成し
てまいります。

◆相談部門

Q 白色申告者の記帳・記
録保存に関する情報提
供の内容について説明願いた
い。
(豊平地区)

A 平成二十六年一月から
義務化される白色申告
者の記帳・帳簿の保存につきま
しては、組合員みなさまへの周

知・広報のため、各支店へご案
内ポスター、チラシを配布して
おります。又、顧問税理士監修
のもと、白色申告者用の各帳簿
をご用意しておりますので、最
寄りの支店へお気軽にお問い合
わせ下さい。

◆経営企画部門
Q 重点監視農協となつた
理由について説明願
たい。
(琴似地区)

A 自動車販売業務にかか
わる不祥事件の発生に
伴い、北海道より重点監視農協
の指定を受けています。指定解
除に向け、再発防止策の実践と
新たな不祥事が発生しないよう
未然防止への取り組みに努めて
まいります。

Q コンプライアンスにど
のように取り組んでい
ますか。
(厚別地区)

A 役職員の行動規範、遵
守すべき法令等の解説
などを具体的に示した「コンプ
ライアンスマニュアル」を策定

し、研修会を行ない全役職員に徹底しています。また、組合員等利用者からの苦情相談等への対処についてはコンプライアンス委員会で再発防止策の協議を行ない、未然防止に取り組んでおります。

Q 西町支店の土地（底地）所有者について教えて欲しい。
（厚別地区）

A 建物底地の一部分を札幌市が所有しており、札幌市より買い取ることであります。

Q 西町地区再配置計画にある、札幌市所有部分の買い取り算出根拠について説明願いたい。
（新琴似地区）

A 当組合が実施した鑑定額を予定額としています。尚、実際の売買額は札幌市が行なった鑑定結果に基づく金額となります。

◆総務部門

Q 本店分担金の配賦方法について説明願いたい。
（手稲、西町、北札幌地区）

A 職員の人頭割・収益割、事業管理費等の割合を考慮して算出したものが本店分担金です。尚、本店での運用収益については、各支店の余剰資金量に応じて、内部金利という名目で配賦しております。

Q 農協第二ビルの底地面積について教えて欲しい。
（南地区）

A 全部で三筆となっており、合計で三、五六一㎡（二、〇七七坪）です。

Q 組合員の農地転用手続きについてJAも協力して欲しい。
（手稲地区）

A 農地転用については、行政が許認可権者であり、JAの関与は出来ない手続きです。JAとしては中央会を



白石地区

通じて法令に従ったなかで、農地の在り方について協議をしていきたいと思えます。

Q 事業実績を示す資料にある進捗率などを前年対比で掲載して欲しい。
（手稲地区）

A 報告資料の表示については、組合員が見やすいように改善してまいります。



新琴似地区

Q ディスクロージャー誌の表示は横文字が多く、解かりづらいので改善して欲しい。
（豊平地区）

A 金融機関に対して義務付けられているものであり、記載内容も決められています。組合員の方にわかりやすい内容へ改善検討してまいります。



中央地区

Q 貸借対照表にある固定資産の含み損益について、教えて欲しい。(豊平地区)

A 記載している価格は取得価格であります。

Q 前組合長の退任理由について説明願いたい。(豊平地区)

A 健康上の理由により、ご本人より辞任届が提出されました。

Q 新副組合長の選任方法について説明願いたい。(豊平地区)

A 理事会の中で協議のうえ、互選することとなります。

Q 組合の所有する施設で敷地面積が広い駐車場等の有効活用について検討していますか。(豊平地区)

A 将来的な発展や活性化のために有効活用の要望はありますが、具体的なものは出て来ておりません。

Q 青年部本部事務局の対応に不手際があった。その後の経過について説明願いたい。(篠路地区)

A 事務的に不適切な対応があった部分につきましては、事務局が各支部二役を訪問して経過説明とお詫びをさせて頂きました。今後、このような事がないように、問題となった原因の共有化を図ってまいります。

Q 代表理事組合長の選任方法について現在の方法を直す事が出来ないのか。(篠路地区)

A 各地区で選任された理事の中から常勤役員を互選するという事が定款で定められておりますので、その方法を変える事にはなりません。

Q 当該理事会議事録閲覧請求をもう少し早期に出来るように欲しい。(新琴似地区)

A 支店へ備え付けする議事録の送付が遅れている事に対して、申し訳なくお詫び申し上げます。早急に整備して閲覧できるように致します。

Q 組合員の高齢化対策について説明願いたい。(新琴似地区)

A 組合員世帯との世代をまたいだコミュニケーション作りが最重要課題と捉え、組合員がJ-Aに対して抱えている多様な要望に応えること

が出来る人材育成に継続的に取り組んでいきたいと思っております。

◆人事部門

Q 新人事管理制度について職員への説明はどうなっていますか。(琴似地区)

A 新制度につきましては、考課者・被考課者も含めて各支店を巡回し説明をしております。

Q Eラーニングの導入について説明願いたい。(豊平地区)

A インターネットを通じての最低限の知識を階層別・職務別に学習する研修です。職員それぞれの立場に合わせたカリキュラムとなっており、継続学習が条件となっております。

※プライバシーに関する質問や、過去同様のご質問につきましては割愛させていただきますのでご了承下さい。

歌ひとつ肥料袋に書きとめて

丈なし生ふるめひしばを判る

久保啓子



趣味にも、いろいろある。
好きなことを楽しみながら続けることで
生きがいへと繋がっていく幸せ一。
久保さんが長年続けてきた趣味、
それは「心と夢を描き、書き留めること」

移りゆくりんご畑

平成二十一年三月、「薔薇守―ばらもり―」と題した歌集が出版された。平岸地区に住む久保啓子さんが、昭和四十六年から三十七年間書き溜めた短歌の中から、四百九十六首を選び収めた一冊である。

「短歌には季節や風景を歌ったものも多いですが、私の歌は、仕事^{しごと}うた^{うた}、^{ごと}と^{ごと}い^いって^い仕事^{しごと}の事^{こと}を詠んだものがほとんどです」

淡いピンク色の表紙にはバラの花が描かれ、「薔薇守」のタイトルは長年バラを作り続けてきた久保さんならではの。歌のなかに散りばめられる言葉の一つひとつからは、久保さんのこれまでの生き様が窺える。



組合員紹介

当初、りんご農家だったという久保さんご夫婦が、バラ作りを始めたのは昭和四十五年頃。冬季札幌オリピックの開催にあたり周囲の環境が一変したことに加え、地下鉄の開通や急激に進んだ宅地化で腐乱病や黒星病、ダニ等病害虫の被害が拡大し、地域が一带となって守り続けてきたりんご栽培は曲がり角にきていたという。義弟をはじめとした周りの数戸の農家では、その影響を受けて当時まだ珍しかったバラ作りを先駆けて始めており、久保さんご主人もまた、りんごに未練を残しながらも少しずつ木を切り倒していったのだという。

そんな矢先、不慮の事故によってご主人を亡くされた久保さん。「夫婦でなら上手くいっても、私一人でリンゴもバラも続けていくには無理がありました」

まだ幼かった三人の子どもと共に残された久保さんに悲しんでいる暇などなく、親切に指導してくれる大勢の人達に支えられながら、徐々にりんご畑はバラ園へと変貌を遂げたのだという。

バラづくりに傍ら

何でも自分でやらなければいけないという状況に、最初は戸惑うことばかりだったと久保さん。後ろを見てはご主人が悲しむだけ、前を見て、という友人達の言葉に、いつも励まされていたという。

「主人が行っていた色々な集まりにも私が顔を出すようになりましたが、皆さん本当に親切にしてくれました。一人で全てを抱え込まずに、出来な事は周りに頼ろう！」と開き直ることが出来たのも、支えてくれる人達が居てくれたからです」

多くの人に見守られながら、子どもはしっかりと育てよう、夫が始めようとしていたバラは必ず良いものを作ろう、煩雑な地域の繋がりも大切にしよう、そう誓いを立てたという久保さん。生活にメリハリをつけ、自分らしさを持てる何かを始めようと考えていた時に、偶然誘われて参加した例会で「歌」に出逢ったのだという。

学生時代に少し習っただけだったという短歌の魅力に、久保さんが夢中になるまでそれほど時間はかからなかった。普段から、頭の片隅で常に歌の事を考えながら生活するようになり、時には思いついた事を忘れないようにと肥料袋に書き留めることも。一日の終わりにつける農業日誌には必ず歌を記し続け、その習慣が今日まで続けられているというのだから、意識の高さがうかがえる。

色を重ねて

久保さんのもう一つの趣味が、油絵を描くこと。

「それぞれの絵に思い入れがあるので、自分の手元に残して置きたい絵がどんどん増えてしまってます」

描き終えた作品は百数十枚にもなるそうだが、その題材は段々と変わってきたという。

「以前はバラの絵が多かったけれど、今は風景画がほとんどですね。旅先へはクレパスとスケッチブックを欠かさないで、仕上げをする時のために写真も撮っています」

大勢で旅行へ行っても、絵や歌の題材になるものがないかを常に探しながら観光するため、どうしても単独行動になってしまふのだと笑う久保さん。作品は、プレゼントとして贈ることもあれば企業のギャラリイに出展したり、数人で展示会を開催することもあった。

いつまでも、好きなことを

久保さんの活躍は歌や絵に留まらず、二年前には女性部平岸支部の中にある平岸四区婦人部活動記録の冊子としての発行も行なっている。

「代々受け継がれてポロポロになってしまった活動記録のノートを手にしたときに、これをきちんとした形にして伝えていきたいな、と思ったんです」

「ひがしうらの思い」と名付けられたその中には、第二次世界大戦中に国防婦人部として発足し、四区の婦人達が集まって竹木倉の練習をした記録のほか、先祖を偲んで毎年必ず七月五日に行なわれるという「早苗饗(さなぶり)の会」も記されており、婦人部の活躍がこの一冊によって後

世に残されることとなった。

歌や踊り、パークゴルフなど、それぞれに興味がある。好きなことに没頭するなかで、たくさん仲間と巡り会えることもまた、趣味の魅力の一つである。

「好きなことを通じて出会った友人とは縁もななか切れることがないので、まだまだ続けていきたいですね」

楽しいと思えることを見つけ、人との繋がりを大切にし、日々意識をしながら行動し続けること。それが、久保さんのようにいつまでも生き生きし続けられる秘訣なのだろう。

(二〇一三・十二・二十取材)



▲子どもが習っていた絵の先生の「描いてみたら？」という一言が油絵を始めたきっかけ。屋久島の紀元杉は鹿児島へ旅行した際に描いたもの。

11月14日(木)

資産管理部会・青色申告会合同研修会 琴似支部

交通事故と相続税についての合同研修会を開催



琴似支部の資産管理部会（高嶋昌明支部長）と青色申告会（漆崎智支部長）では、会員32名が参加し合同研修会を開催致しました。

「交通事故のアラカルト」と題した第一部では、自動車損害調査センターの久保センター長より近年増加している自転車事故や、利用している方の多い除雪機に付保すべき保険内容について説明がされ、会員の皆さまからは様々なケースにおける質問がなされました。また、第二部では佐藤礼一税理士による相続税についての講演後、懇親会にて親睦を深め、充実した研修会となりました。（菅原特派員）

節目の年を迎えて思い出話に花が咲く

青年部琴似支部OB親交会（佐藤紀義会長）では、豊平峡温泉にて会員13名と職員2名による例会を開催致しました。

毎年、温泉に浸かり美味しい料理とお酒に舌鼓を打ちながら親睦を深めておりますが、今年は25回目の節目の年にあたることもあり思い出話に自然とお酒も進み、いつも以上に楽しいひと時を過ごしました。（藤井特派員）

11月27日(水)

青年部琴似支部OB親交会 第25回例会



一年の労をねぎらって恒例の流通懇談会を開催

12月5日(木)～1泊2日

そ菜部会清田支部 流通懇談会

そ菜部会清田支部（松本吉正支部長）では、部会員21名が参加し登別グランドホテルにて丸果札幌青果株式会社を招き、毎年恒例の流通懇談会を実施致しました。

流通懇談会では、丸果札幌青果株式会社より平成25年度産ポラスターほうれんそうの販売状況等について説明があり、部会員は熱心に説明を聞いている様子でした。流通懇談会終了後には懇親会を開催し、参加部会員相互に一年の労をねぎらいながら有意義な時間を過ごし、無事に終了致しました。

（曾我特派員）



厚別支部6連覇ならず! 琴似支部が歓喜の優勝

12月6日(金)

JAさっぽろ青年部
支部対抗親睦ボウリング大会



JAさっぽろ青年部では、部員と事務局を合わせて63名が参加し、デイスポウルノルベサにおいて支部対抗親睦ボウリング大会を開催致しました。

2ゲームの合計により団体戦と個人戦を競った結果、団体戦では琴似支部が5連覇の偉業を成し遂げている厚別支部を破り優勝。個人戦においては北札幌支部の竹田裕さんが栄冠を手に入れました。大会終了後は表彰式および忘年会を開催し、部員同士の親睦を更に深めました。

団体の部	優勝	琴似支部	個人の部 (敬称略)	優勝	竹田 裕 (北札幌支部)
	準優勝	北札幌支部		準優勝	菊池 清 (厚別支部)
	第三位	厚別支部		第三位	飯山哲也 (厚別支部)

設立65周年を記念して 趣向を凝らした祝賀会を開催!

12月12日(木)

西岡二実行組合 設立65周年記念祝賀会

西岡二実行組合の設立65周年記念祝賀会が、札幌グランドホテルにて開催され、来賓2名を含む総勢22名が出席し盛大に行なわれました。

樋口栄一実行組合長の開会挨拶に始まり、桑島忠正農業委員ほか来賓の方々の祝辞、山根武様の乾杯によりつつがなく祝宴となり、和やかな雰囲気の中で昔話や農協談義に花が咲きました。

祝宴では、組合員の廣澤誓二様のギター演奏やカラオケなどの余興もあり、ビンゴゲームでは豪華景品の数々に大変な盛り上がりを見せ、結びは和田功運営協力委員の一本締めによりおひらきになりました。

このような、趣向を凝らせた会を企画実行されました方々、大変お疲れ様でした。(大西特派員)



楽しい時間はアツという間! 大盛り上がりの新年会

1月11日(土)

二十四軒農事組合 新年会



二十四軒農事組合(田村益三組合長)では、14名参加のもと新年会を実施致しました。

威勢の良い乾杯でスタートした宴会では、収支報告の後に次年度の組合長を村上勝雄さん、会計を沼田忠雄さんに決定。お酒も深まり恒例のビンゴ大会で盛り上がった後は、カラオケ大会で皆さまの素敵な歌声に聞き惚れ、とても楽しく思い出に残る会となりました。(北村特派員)

平成26年度以降の身近な税改正

平成 25 年度以降の税制改正に於いて、所得税、消費税、相続税などの身近な税についても多く見直されることとなりますので以下の通り抜粋した税改正をご案内致します。

また、平成 26 年度の税制改正では、自動車税などの改正が決定しております。

税制改正の主なポイント	基礎控除額の縮小（平成 27 年 1 月）	現在「5,000 万円＋法定相続人 × 1,000 万円」の相続税の基礎控除が、「3,000 万円＋法定相続人 × 600 万円」に引き下げられます。	
	税率構造の変更（平成 27 年 1 月）	2 億円超 3 億以下（40%→ 45%）、6 億円超（50%→ 55%）の税率が新設され現行 6 段の税率構造から 8 段税率構造へ見直されます。	
	小規模宅地等の特例緩和（①～④）	①居住用宅地等の適用対象面積を拡大（平成 27 年 1 月） 被相続人の居住用宅地については、最大 80%評価額を減額する特例がありますが、適用対象面積が 240 ㎡から 330 ㎡に拡大されます。 なお、同居親族が自宅を相続する等一定の要件を満たす必要があります。	
		②居住用・事業用の特例を併用可能（平成 27 年 1 月）	③二世帯住宅の構造上の要件を緩和（平成 26 年 1 月）
 相続税	未成年者控除と障害者控除を拡大（平成 27 年 1 月）	未成年者控除は 20 歳に達するまでの年数 × 10 万円、障害者控除は 85 歳に達するまでの年数 × 10 万円、（特別障害は 20 万円）に拡大されます。	
 所得税	最高税率の変更（平成 27 年 1 月） （現行の所得税率構造に追加。）	現行 40% （課税所得 1800 万円超）	⇒ 変更後 45% （課税所得 4000 万円超）
 消費税	税率の変更（現行 5%） （特例による経過措置の適用については、国税庁 HP 等でご確認下さい。）	平成 26 年 4 月 1 日	変更後 8%
		平成 27 年 10 月 1 日	変更後 10%
 贈与税	税率の変更（平成 27 年 1 月）	最高税率 55%が新設されました。（3000 万円超） また、「暦年課税」については現行の一般贈与と 20 歳以上の直系卑属に対する贈与に分かれ、税率構造は一部緩和されます。	
	相続時精算課税制度の対象を拡大（平成 27 年 1 月）	相続時精算課税制度の受贈者に、20 歳以上の推定相続人の他、20 歳以上の孫が追加されます。また、贈与者の年齢要件も 65 歳以上から 60 歳以上に引下げられます。	
 印紙税	「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲の拡大（平成 26 年 4 月）	金銭又は有価証券の受取書については、現在、記載された受取金額が「3 万円未満」について非課税となっておりますが、「5 万円未満」非課税と改正されます。	
 贈与番外編	贈与税がかからない資産の移転 相続法第 21 条の 3（贈与税の非課税財産）の規定には、「扶養義務者相互間において、生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの」の金額については、贈与税を非課税としています。	【祖父母から孫へ学費や生活費の援助ができます】 親子や祖父母、孫といった親族同士は相互扶助義務があり、扶養の一環として教育費や生活費を負担しても贈与になりません。但し、以下の通り注意すべき点もあります。 【お金の出し方】祖父母が孫のための支払い 1. 学費は、学校へ直接支払う（口座に記録を残すこと）。 2. 年度分毎の支払。（前期分・後期分など） 3. 生活費は、世間一般の水準を考慮する（贅沢品を買う場合の援助は贈与となります）。	

金融部

JAさっぽろ

ローンキャンペーン

キャンペーン期間 平成26年6月30日(日)まで

マイカーローン

保証料込み

変動金利

基準金利 年3.35% → 年 **2.20%**

固定金利

基準金利 年4.15% → 年 **3.00%**

さらにうれしい軽減金利

- JAさっぽろで住宅ローンをご利用の方 **-0.2%**
- リピート顧客の方 **-0.1%**
- JAさっぽろでキャンペーン期間中に自動車をご購入いただける方又は、JAカードをご契約の方 **-0.1%**
- JAさっぽろで自動車共済をご契約の方 **-0.1%**

最大年**0.3%**軽減!

インターネットで仮審査お申込できます!

JAさっぽろ 検索

JAネットマイカーローン 検索

リフォームローン

保証料込み

変動金利

基準金利10年以内 年**3.35%** → 年 **2.20%**

基準金利10年超 年**3.65%** → 年 **2.20%**

固定金利

基準金利5年以内 年**3.60%** → 年 **3.00%**

基準金利5年超 年**4.25%** → 年 **3.50%**

さらにうれしい軽減金利

リピート顧客の方 **-0.1%**

共済部

JAの生きるための共済!

NEW 85歳以上になると
約**2人に1人**は
介護が必要に!

厚生労働省「介護給付費実態調査月報(平成24年4月審査分)」
/総務省統計局「人口統計月報(平成24年9月報)」より算出

介護共済

介護共済金 **100万円**



Point

- ① 生涯の介護保障を準備できます!
- ② 公的介護保険に連動して、幅広い要介護状態に対応!
- ③ 共済金を一時金で受け取れます!

【保障内容】

- ① 公的介護保険制度に定める要介護2~5に認定された場合
- ② 所定の重度要介護状態になった場合 (JA共済独自基準)

【ご注意】

- ・この共済は、死亡時における保障はありません。
- ・介護共済金をお支払した場合、契約は消滅します。

【掛金例】100万円加入の場合 終身払

加入年齢	月払	
	男性	女性
40歳	1,171円	1,387円
45歳	1,379円	1,622円
50歳	1,653円	1,929円
55歳	2,025円	2,345円
60歳	2,541円	2,925円
70歳	4,386円	5,057円

2人に1人が
がんと診断されています!

(公益財団法人 がん研究振興財団「がんの統計2012」)

がん共済

がん共済の保障内容:

- 1日目から無制限: がん入院のとき **10,000円** (1日あたり) (※入院にかかるお支払限度はありません)
- 限度額まで何度でも: がん再発時や長期治療のとき **50万円** (※1年に1回を限度)
- 1,000万円まで: がんて先進医療を受けたとき **20万円** (1,000万円まで先進治療にかかる技術料に応じて定める額)
- 何度でも: がんて放射線治療を受けたとき **40万円** (1回あたり) (※60日に1回限度)
- 何度でも: がんて手術のとき **10万円** (入院中一律 外来一律) (※一部手術を除く)

Point

30歳加入 ※この共済の対象となる「がん」は、悪性新生物(上皮内新生物を含む)および脳腫瘍です。 ※がんの治療を目的とし、医師診療報酬点数表により手術料・放射線治療料が算定されるものを保障します。 ※この共済は、死亡時における保障は、ありません。

- ① すべてのがんを生涯保障! (上皮内がんもしっかり保障!)
- ② がん診断時から再発・長期治療までしっかりカバー!
- ③ がん入院は無制限! がん手術・放射線治療も手厚い保障!
- ④ がんて先進医療もしっかり保障!

【掛金例】10,000円 基本型 終身払 先進医療あり

加入年齢	月払		加入年齢	月払	
	男性	女性		男性	女性
10歳	2,063円	1,683円	40歳	4,033円	2,933円
20歳	2,503円	2,003円	50歳	5,373円	3,523円
30歳	3,123円	2,413円	60歳	7,233円	4,283円

※ 介護共済・がん共済は、介護医療保険料控除の対象となり、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除とは別に所得控除を受けることができます。
※ 共済掛金の払込経路が口座振替の場合、上記の額より割安な共済掛金でご加入いただけます。
※ この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧下さい。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。【13010011071】

知って得する税の知識

「不動産所得の内容についてのお尋ね」



1. 税務調査も書類等が揃っていれば安心

最近、札幌市内の各税務署における税務調査が増加傾向にあるようです。これは、電子申告「e-Tax」の普及拡大により事務作業が軽減した事から、税務署はその分税務調査などに費やす時間が増加したとも考えられます。

組合員の皆様方におかれましては、収入・費用を領収書などの証憑(しょうひょう)書類に基づいて適正な申告を行なっている事と存じますが、「現金出納帳」「収入帳」「経費帳」等の帳簿とともに領収書等を保管されているのであれば、もしも税務調査の対象となった場合も慌てずに対応できるのではないのでしょうか。

※平成26年1月より、事業所得・不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行なう全ての方が、記帳・帳簿等(領収書等含む)保存制度の対象となります。

2. 調査の法律が変更になりました

平成25年から国税通則法の改正により、調査の方法が一部変わりました。調査の開始時には、「事前通知」が行なわれ、また調査終了後には結果の通知をすることになりました。調査通知を受けても慌てないよう、日頃から書類の整理を励行しましょう。



3. 「不動産所得の内容について」お尋ねが届いたら

平成25年夏頃から、首都圏において不動産所得者等に対し「税務署からのお尋ね」の送付が増加してきたようです。全てが税務調査の対象となるわけではありませんが、計算誤りや申告漏れにより「税務署からのお尋ね」が送付される場合も考えられますので注意が必要です。

今後、札幌市内の不動産所得者に対しても「平成〇〇年分 決算書(収支内訳書)の内容についてのお尋ね」が送付される可能性もありますので、送付を受けた組合員については速やかにJA各支店、顧問税理士に確認し期限内に提出しましょう。



なお、「税務署からのお尋ね」を提出しない事による罰則は特に無いようですが、場合によっては税務調査の対象となる事もあるそうなので必ず期限内に提出しましょう。

JAさっぽろ青色申告会は顧問税理士とともに組合員の税務をサポートします。

TOYOTA SUZUKI SUBARU MITSUBISHI 全車種対象

※業務用車両は除く

JAグループ

新車得フェア

2014年
1月～3月末日
登録分まで

乗用車
新車ご購入で

家族で嬉しい!ご成約で選んでもらえる!

もれなくプレゼント!

A フィリップス ノンフライヤー B レイコップ 布国クリーナー C 象印 ホームベーカリー D 農協旅行 旅行3万円分

プラス

ホクレン
エンジンオイル
プレゼント!

エコカー
に最適!

※対象車は、2014年1月1日～3月31日までに登録完了の車両となります。
※業務用車両は、プレゼントの対象外とさせていただきます。
※生産状況により、登録が間に合わない場合もございますので、必ず販売担当者までご連絡下さい。

軽トラック
新車ご購入で

スタッドレスタイヤ
4本(ホイール付き)
プレゼント!

プラス

早期登録特典
1月・2月登録のみ
ガンリン
満タンで
納車!!

ホクレン
エンジンオイル
プレゼント!

エコカー
に最適!

おクルマのこと、キャンペーンの詳細は
本店購買課まで

TEL 011-621-1315

このコーナーは
みんなのお便りで
つくるページです



お便りの樹

❀年が明けて、小学三年生の孫が一人でお泊りに来てくれました。二泊三日、雪まみれでサッカーをしたり映画を見に行ったり、楽しい時間を過ごしました。私たち夫婦にとってステキな時間を作ってくれた孫と息子夫婦に感謝、感謝！

(Y・64才)

——三日間、目を細めながらお孫さんと一緒に過ごされたYさんご夫婦の姿が目につかびます。毎日の料理にも、きつと力

が入ったことでしょうか！次に遊びに来る頃には、また一回りも二回りも大きくなっているであろうお孫さんの成長が、今後も楽しみです★

❀新年のご挨拶と共に、毎年窓口で貯金箱を頂いて来ます。どの年も可愛くて、あと二年でようやく十二個の干支が揃います。今年も良い年でありますように！(U・69才)

——干支の貯金箱、可愛いですよね。私も今年で四つ目が揃いました！そんなに大きくないはずなのに、中身がいつぱいになるまでにはなかなか時間がかかるもので…(笑)。今年こそ、ウマくやりくりしたいものです！



虹のひろいざ

青年部 豊平支部

新たに4名が加わり 若く活気溢れる豊平支部！

青年部豊平支部には現在16名の部員が在籍し、その中心は主に30～40代の次世代を担う組合員です。今年度は新規就農者も増えたことから新たに部員が4名増え、懇親会や職員合同ポーリング大会をはじめ数多くの事業に積極的に取り組んでいます。これまで計画していなかった視察旅行なども検討中で今後は更に、次世代の方に入部して頂けることを期待しています！

職員合同 ポーリング大会

毎年開催している青年部と職員との合同ポーリング大会は、清田支店と月寒支店の職員が参加し親睦を深めています。豪華景品をかけて、親睦を深めながらも真剣勝負が繰り広げられるゲームは大いに盛り上がります！ポーリングの後には懇親会もあり、初めて参加される方もすぐに打ち解けられます。

JAまつり

ホウレンソウをはじめとした新鮮な野菜を部員自らが店頭で販売！お客さんの“生”の音が聞けることこそ、直売の魅力です。



清田といえば
ポーラスター！

他支部と協力し合い、より多種類の野菜を販売！



2014

虹の大樹

NO.188

虹の大樹 ● 2月号
平成26年2月10日 ● FEBRUARY 2014
編集・発行 / 札幌市農業協同組合
〒060-0010 札幌市中央区北10条西24丁目1番10号 TEL011-621-1311
ホームページ <http://www.ja-sapporo.or.jp/> Eメール kouhou@ja-sapporo.or.jp



「昼の顔、夜の顔」

休日に前田森林公園で子供と遊んだ帰り道、いつも何気なく渡っている斜張橋ですが、先日、たまたま夜に通ってみると昼間とはまた別の顔を見せてくれました。

ライトアップされ、緑色に浮かび上がる支柱。そして、それが新川の水面に映し出される様子はとても幻想的で、しばし立ち止まってしまったほど。

市内でもライトアップされる橋は数箇所ありますが、この時勢で段々とその数は減っているとか。この橋がいつまでも光り続けてくれることを願います。
(な)